

地区まちづくり活動助成金の対象となる使用用途について

地区まちづくり活動に対して小山市からの助成金の対象となる使用用途については下記の用途のとおりです。
 なお、この使用用途の内容については、あくまで市助成金分であり、自治会等の助成金の使用用途を制限するものではありません。

認められるもの（いずれも領収書の写しを提出すること）

使用用途	備考欄
※会議等において真にやむを得ないと判断される場合に限る お茶・ジュース等 飲み物代	アルコール類を除く
お弁当代	1回の会議において、1人300円まで（参加人数を明記のこと） ※超える分はその他の予算を充ててください
茶菓子代	1回の会議において、1人300円まで（参加人数を明記のこと） ※超える分はその他の予算を充ててください
交通費	活動、現地視察による交通費 ガソリン代等（1人あたり年間1,500円まで）
謝礼金	特別講師等へのものに限る
事務用品	鉛筆・消しゴム・紙等研究会で必要な事務用品 （デジタルカメラ本体、SDカード、DVD-R等を含む）
コピー代	資料等のコピー代（プリンター本体、インク、用紙を含む）
書籍	勉強・研究するために必要な書籍
委託費	業者に委託（印刷等）する場合は、その内容について明記すること
通信費	電話代等（1人あたり年間500円まで）
会場費	公民館の使用料など
除草剤、害虫駆除剤、軍手等	身近な環境整備、維持に係る消耗品費等 （チェーンソー本体、燃料等を含む）

認められないもの(例)

使用用途	備考欄
使用目的のわからない領収書	原則不可
個人名あての領収書	原則不可（通信費、交通費を除く）
現地視察の際の観光に係る費用	観光等による費用については原則不可
懇親会等の飲食費	原則不可
上記の外領収書の添付がないもの、地区まちづくり活動に直接関係がないものについては原則不可	

※使用用途について、ご不明な点がありましたら、事前にご相談ください。